

第40回食品表示部会 委員意見（まとめ）

※欠席した委員の意見（事務局聞き取り）も含む

1. 例外表示（可能性表示、大括り表示、大括り表示＋可能性表示、製造地表示

○例外表示について

- ①原則である国別重量順表示が想定より少なく、例外表示が増えた場合、消費者が正しい情報を得にくくなるのではないかと懸念がある。例外表示が増加しないことがどの程度担保されるのか。
- ②可能性表示や大括り表示は、例外であることが前提である。大括り表示と可能性表示の内容を掘り下げて議論するより、導入後に、本当に例外になっているかどうかを調べることや、例外とは何%を言うのかといったところをしっかりと掘り下げて、検討すべき。
- ③例外表示を行うことができる「例外要件」の可能な限りの絞り込みと明確化が、この制度に基づく表示を信じて購入する消費者にとっても、この制度を遵守できていると信じて加工食品をつくる事業者にとっても、そして違反に当たるかどうかを監督する行政にとっても不可欠である。
- ④例外要件の定義は、今後作成されるQ&A等に託されている部分が非常に多い。現時点では、国別重量順表示が困難な場合というのは、誰が、何を、どうやって判断していくのか、保管すべき根拠書類というのは結局何なのか、十分見えていないので、当部会の審議に対して、可能な限り明確に提示してほしい。
- ⑤過去を実績として使用できるのは今後の使用見込みと合致している場合であることや、これにもし当たらないのであれば、結果的に使用計画に基づく表示しかできなくなると理解してよいかといった、制度に従う場合の重要な確認ポイントを現段階で詰めることが必要。
- ⑥消費者意向調査の、商品を選択する際に76.8%の方が、いつもあるいは時々原料原産地表示を参考にしているという結果から、利用している消費者が多いことから義務づけることは消費者の利益につながるという説明が消費者庁からあった。しかし、多くの消費者は、商品を実際に手にとって、一目で見てわかりやすい表示や、店頭に大きく書かれたポップなどを参考にしているのではないかと。その表示が「または」「その他」となった場合、説明を受けなければ理解できない表示となるので、誰もがわかりやすい表示かという点には疑問が残る。可能性表示の場合、過去の使用実績等に基づいて表示することになるが、購入しようとしている食品の原産国は正確にはわからない。どれだけ消費者の自主的かつ合理的食品選択のための参

考になるかという点も少し疑問。消費者にとってわかりやすく、ニーズの高い表示であれば、表示として必要だと思うが、この表示を加えることによって表示全体の文字数が多くなり、さらに煩雑になることで、消費者の方がアレルギーなど安全にかかわるような表示を誤認したり、見落とすことが心配。そのようなことがないように表示の工夫が重要。

- ⑦消費者庁の検討会で、可能性表示や大きくくり表示をせざるを得ないという状況であっても消費者も知ることが重要だという意見が出たという説明があったが、資料に書かれているような、かなり複雑な原材料の調達実態を理解しないと、「または」や「その他」の意味合いを理解できないような中で、なぜ、消費者がそのような実態を知ることがどのように自主的な合理的な選択の上で意味がある、重要だという意見になったのかを確認したい。
- ⑧いろいろな議論を踏まえて「全ての加工食品を義務化」という前提の中で、この基準案になっている。義務化は言うまでもなく規制であり、違反すれば罰則もあるので、一部の事業者だけが対象になる、あるいは一部の事業者が対象外になるといった不公平性がないことを前提にしないと、制度が成り立たない。検討会では、規制の公平性という観点に立った上で、事業者が知り得る情報を実行可能な範囲で消費者に最大限提供するという前提で、例外表示も入れることになった。「国産又は輸入」もルールを理解さえすれば一定期間を通じて、少なくとも輸入品よりも国産のほうが多いとか、輸入も3カ国以上だということがわかるので、そういう観点での基準案になっていることを理解してほしい。あくまでも国別重量順が原則で、例外的なものも非常に厳格な条件のもとで可能という位置づけの制度である。

○過去の産地別使用実績の期間の取り方について

- ①消費者庁の修正案のとおり、製造年から3年前単年も使用実績として利用可とすることは賛成。
- ②3年前単年も利用可であれば、過去実績の年度を表示した場合の改版が2年に一度で済むことになり合理的。3年前単年の利用ができないと毎年改版することとなるが、包材メーカーの対応状況から考えても物理的に大変困難であるため、毎年改版する状況は回避すべき。
- ③製造から何年も前の実績を使い続けることには違和感があるが、製造年から3年前の1年間の実績利用をあえて不可とすると、事業者の具体的運用が相当に窮屈になり得るので変更する必要性が高いという意見については、一定理解ができる。
- ④事業者の実行可能性から見れば、今回の変更案に反対はないが、できるだけ直近の使用実績を根拠としてほしい。
- ⑤使用実績の細分化は、情報の正確性が担保できる範囲であることが前提だと思う。使用実績のとり方を余り細分化すると、情報の正確性を監視で担保できなくなり本末転倒なので、できるだけシンプルなルールを注意書き等の工夫とあわせて検討して

ほしい。

- ⑥使用実績をどうとるかによっては、実績の算出が非常に複雑になり、結果としてミスが誘発されたり、根拠資料が複雑であることで監視が難しくなる。そういった懸念もあるので、例えば、重量順一位の原材料が同じ「類似商品」の場合は、一部の製品で産地が異なっただとしても、製品ごとに使用実績を算出するのではなく、合計の使用実績でいいのではないか。
- ⑦原料原産地表示の対象となる原材料が類似商品と必ず同一となる新商品に対しては、類似商品の使用実績を転用できるようにしてほしい。同意見がパブコメでも多数上がっている。「本品製造段階での同じ原材料を使用する商品の過去1年間の使用実績の順に基づき表示」などの注釈を入れて、使用実績で表示してもよいということを検討してほしい。範囲は、重量違いや同一類似商品の別ブランドの新商品、例えばPB商品や同一シリーズの味違いの新商品。また、パンなど小麦粉が表示対象の商品で、同じサイロの小麦粉を使用している新商品の場合、こういった場合に類似商品の使用実績を使うことが合理的ではないか。

○産地別使用計画について

- ①通常、改版作業ではデータ収集から改版まで3カ月～6カ月かかるため、計画を利用するしかない新製品の場合、製造開始1年後を見据えた改版準備段階（製造開始後6か月～9か経過時点）では、過去実績が1年に満たないこととなる。この場合、再度、使用計画に基づいた表示（計画年の部分のみを変更）を行うための改版準備を行うことになるが、そのような改版は消費者も事業者も望むところではないと思う。計画期間が1年だと、計画から実績への切り替えが難しい。計画期間を2年としてほしい。
- ②計画期間を現行案のまま1年とするにしても、使用計画期間の翌年も使用予定の原産国が変わらない場合は、初年度の表示をもう一年使用できるようにしてほしい。例えば、「〇〇の産地は平成29年6月から1年間の使用計画の順に基づき表示」に続いて「翌年の使用計画に変更がない場合は、継続して使用案内をします」などの注釈を入れることによって、最大1年間に限り継続して使用できるようにしてほしい。
- ③製造開始日から1年以内というのは、実行可能性を考えたときに非常に厳しそうであると思うので、2年以内に延ばしたほうが良い。
- ④使用計画の期間については、実績との表示切りかえをどうするかという視点で整理が必要。
- ⑤天候不順や天変地異などで計画からやむを得ず乖離せざるを得ないことが起こり得る。その場合の救済策を、個別対応ではなくQ&Aで定義してほしい。
- ⑥原料調達を変更する場合の包材切りかえにかかる合理的期間中の対応について、変更前の包材へのラベルシールの添付等で対応できるといった方策を検討してほしい。

○「可能性表示+大括り表示」について

- ①事業者の実行可能性が低くなるほど、「大括り表示」や「又は表示」による表示が選択され、その最終的な逃げ道が「国産又は輸入」だと思ってしまうので、「国産又は輸入」という表示はやめてほしい。制度運用を詰めた結果、これを書かせる必要があるというのはわかるが、表示制度の信頼の根幹にかかわる部分があるので書かないほうがいいと思う。「書いていないものはわからないもの」と説明するほうが、シンプルな説明になる。

○例外表示の注意書きについて

- ①可能性表示や可能性表示+大括り表示の注意書きに「前年の使用実績順又は一昨年の使用実績順」があるが、何の前年なのか消費者が表示から読み取れないため、選択肢から外すべきである。消費者が表示から読み取れる「賞味期限の○年前の使用実績順」等のほうが良い。

○製造地表示について

- ①中間原料の原産地が判らない場合があるので、製造地表示は必要。
- ②現在、消費者とのフリーダイヤル等でのコミュニケーションにおいては、生鮮品以外の中間加工品の原産国を聞かれた際には、加工地で返答を行っているが、その方法でおおむね消費者の方々には御理解いただいているように思う。よって、製造地表示で問題はないと考える。
- ③現在の顧客対応の際に、可能性や製造地表示で答えていることは間違いないが、製品に断定的にその情報が表示された場合と、顧客の懸念に沿って丁寧に説明することは、全く質が異なるという意味で懸念がある。
- ④「国内製造」と「国産」との違いを消費者教育で理解してもらうのはかなり難しい。「国内製造」という言葉が国産品と誤認される可能性は極めて大きいと思うので、「国内製造」は、「国産」と間違えられないような、違う言葉のほうが良い。
- ⑤国内製造の場合、その前に遡って原料原産地を表示することは本当に実行可能性がないのか、どのぐらいの割合の、あるいはどんな種類の中間加工原材料にとって、実行可能性に乏しいと言わざるを得ないのか、それはごく一部でないのかということのを改めて確認したい。
- ⑥トレース制度の限界で実行可能性が乏しいのだとしたら、トレースの制度の必要性、充実の必要性というものも将来的には課題にしていくべき。

○根拠書類について

- ①実行可能性の観点から、根拠書類の「定義」が余り厳しいものになると、書類が多岐にわたり保管が難しくなるので、実行可能性をしっかりと検証してから、根拠書類は

どうあるべきかを決めてほしい。

○「可能性表示」の呼称について

- ①可能性表示はその表示の敗北だと思うので、呼称としては「可能性表示」より「又は表示」のほうがいい。ただし、日本語の「又は」では制度上の意味するところである Andor には受け取られない可能性があるため、もっと適当な表現がないか、更に検討が必要。
- ②可能性表示の代称をあえてつくるのであれば、むしろあらゆる可能性ではないということ伝える目的で、「使用実績に基づく表示」や「使用計画に基づく表示」はどうか。
- ③解説が必要とならない呼称にすべき。検討するに当たり、「又は表示」以外の案が出なかったのか。もしも出たのであれば、部会で開示してもらいたい。
- ④可能性表示の呼称は併用ではなく、どちらか1つにしたほうが良い。

○表示の順番について

- ①アレルゲンの表示は健康状態に関係する部分なので、義務表示を並列する場合は、一番初めに判りやすく書くルールにしてほしい。

2. 誤認防止策、おにぎりののり、業務用加工食品、業務用生鮮食品

○誤認防止策

- ①使用割合が極めて少ないことを示す「5%未満」の表示は、可能性表示だけでなく国別重量順表示や大括り表示にも適用すべき。
- ②以前に「国別重量順表示で5%未満の表示をすると、割合が変わる度に5%未満か否かで改版が必要となるため、割合表示はできない」と説明されたが、枠外に印字で表示すれば、表示は可能ではないか。
- ③「その他」が5%未満であった場合に、5%未満と表示する必要はないと今回説明されたが、本当に必要性がないと言ってしまってもよいかどうか、現時点では自分の意見がまとまっていない。
- ④少量使用した場合の（5%未満）という6文字を枠内に入れるとなると、情報量の割に文字数をとるという印象をもつ。枠外に出すことや、略語で示すなどの工夫ができると良い。
- ⑤誤認防止策として5%未満の表示ルールを設けることについては、基本的に賛成。ただし、例外要件の絞り込みとの関係として、見込みとして合理的なものでないといけないということとの関係で整理がされることは、表示の信頼性を考える上で重要なので、Q&A等での工夫や明確化を求めたい。
- ⑥誤認防止の観点から、公正競争規約を尊重してほしい。原料原産地が品質に大きな影

響を及ぼす商品があり、例えばコーヒー飲料などは、過去に大きなトラブルとなったため、51%以上使用しないと産地表示できないという公正競争規約をわざわざ定めた経緯がある。そのようなものについては尊重してほしい。

○おにぎりのり

- ①今回、のりを使う食品で表示義務を課す範囲を「おにぎり」に限定する理由をもう一度説明してほしい。
- ②パブコメへの意見をみて、おにぎりのり以外にも同様に俎上に上がる可能性があるものがあるかもしれないと思った。今後、可能性があるのか否か、見解をききたい。
- ③「のり（国産）」の表示は、他の表示と整合性をとるため「のり（原そう（国産）」にすべき。
- ④加工食品なのに〇〇製造ではなく原料の産地を表示できる理由が、のりの原料の産地と加工地が一緒だからという理由ならば、同様の食品が他にもあると思われる。なぜ、のりだけこの表示なのかの説明が必要である。
- ⑤これまでの原料原産地表示は、消費者の知りたい品目というよりは、国内の事業者が差別化を図りたい品目が選ばれてきたと感じている。今回、のりに非常にたくさんの賛成の意見が寄せられたが、ほとんどが事業者の意見なのか、できれば確認したい。

○業務用加工食品、業務用生鮮食品

- ①B to Bの事業者は、供給した製品が供給先で加工食品1位になるかを把握できるのか。また、中小の事業者が実際に原料の産地の情報を正確に把握し得るのかといった実行可能性について、しっかり把握して進めてほしい。

3. 監視体制、普及・啓発、国際整合性、インターネット表示

○監視体制

- ①可能性表示自体を否定するものではないが、可能性表示は使用可能性がある複数国を、過去の実績や使用計画に基づいて正確に表示して初めて活用できるものである。正確に表示されることが監視でどの程度担保されるかが気になる。
- ②監視が非常に困難な制度。善意の事業者の単純ミスばかりが目立ち、故意にこの制度を悪用するような事業者がすり抜けてしまうことのない監視体制をどうつくるかを、ぜひより深い検討してほしい。
- ③資料には、食品工場に関する立ち入り調査の例として、無通告で立ち入り調査することが、非常に簡単な形のフローで書かれている。実際に監視指導を行う農政局や地方自治体は、この状況をどの程度承知しているのかを、それらの機関の意見も含めて教えてほしい。
- ④今の段階で、ある程度、監視に関するマニュアルをつくってみて、本当にできるかを

- 確認してもらいたい。経験則から、中小企業に表示制度を周知することは本当に難しく、この制度でも、監視を始めると次から次へと違反が見つかってくるという状況になると思う。どうやって見つけるか、どうやってその人たちを指導するのが重要な課題だと思う。都道府県でこれを監視することが本当にできるのかが、非常に不安。
- ⑤資料に指導件数が書かれているが、無通知による立ち入り検査によるものか、内部告発などが発端となったものかなど、できれば教えてほしい。
 - ⑥現在と同様の監視体制でこの制度の監視を行った場合、今回の消費者庁の説明どおりに、適切に運用できていることを制度開始後にどのようにチェックすることができるか。運用が適正に行われていることを外部からチェックできるかを確認したい。
 - ⑦最終製品の製造業者は、業務用の加工食品業者の情報を信じて最終的な表示を作成せざるを得ない。このため、業務用加工食品の工場といった、前段階での監視をしっかり行ってほしい。また、万が一、仕入先から間違った情報が届き、最終製品の製造業者が結果として誤った表示をしてしまった場合の対応策を考えてほしい。
 - ⑧事業者がルールを守りやすくするためにも、例外等の要件を、少なくともQ&A等のできる限り明確にしておく必要がある。根拠書類の保管についてもできる限り明確にすべき。
 - ⑨監視体制については、全体としては人員や予算は削減傾向にあるのではないかと思う。十分な実効的な監視が可能となるように、必要かつ十分な人員の増員や、予算増額もあわせて考えるべき。
 - ⑩資料に措置命令件数があるが、現在、立入検査をどれ程度行っていて、結果、どの程度の違反率なのかという形でデータを示してほしい。今回の制度の監視は社会的検証でしか行えないので、制度の信頼度を担保するためには、立入検査でどの程度の事業者を調べているかということも公開すべき。
 - ⑪表示ミスが起きた場合、すぐに回収とならないようにしてほしい。今回の表示は安全性に関する表示ではなく、品質に関する表示であるため、売り場に正しい情報を掲示すれば、それで済む場合もあると思う。ぜひ、安全性に問題のない商品がぼこぼこ捨てられるような世界にならないようにしてほしい。

○普及・啓発

- ①原料原産地表示の導入は、消費者の利益を最大化していくことが根底にあり、それに向けて事業者の努力が結実していくという制度である。よって、消費者がこの制度を十分に理解することが最も重要である。単なる普及・啓発の運動をやって終わりではなく、その成果がどこまで消費者に浸透しているかの定点観測を行い、成果を形にしてほしい。
- ②消費者意向調査を昨年度から始められているとのことだが、ぜひ毎年継続してほしい。調査結果は公開し、適切に制度にフィードバックしてほしい。
- ③消費者意向等調査では、理解度とあわせて活用度、満足度の調査も行うべきである。

- ④制度が実効あるものになるかどうかは、消費者への普及・啓発にかかっている。効果判定や活用度判定もセットで行う必要があるが、普及・啓発は行政だけが行うのではなく、業界団体、消費者団体と連携して積極的に行ってほしい。
- ⑤原料原産地表示は非常に難しいと思う。「または」という言葉が何を意味しているか、「輸入」という言葉が何を意味しているかというのは、字面を見ただけでは一度に理解することができない。普及・啓発活動を積極的に行い、十分な説明をしてほしい。
- ⑥これから作成されるQ&Aには、複雑で分かりにくいもの等の表示例を記載し、より分かりやすい説明をしてほしい。
- ⑦売り場に置いてもらうチラシや、スーパーマーケットやコンビニエンスストアへの資料の配置は、うまくいけば非常に有効な手段だと思う。
- ⑧自宅にこもって余り外出しない人にも伝わるように、CM等で原料原産地表示が変わることをPRする際、スーパー等でパンフレットやチラシを入手できることや、スマホでQ&Aを見ることができるとなどもPRしてはどうか。
- ⑨関係団体も利用できる「わかりやすい資料」を、是非作成してほしい。
- ⑩普及・啓発にあたっては費用対効果を考えないといけない。食品表示法においてもパンフレット、リーフレット等が出されると認識しているので、食品表示法ではどの程度の費用をかけて何を行い、どの程度の効果があったかということレビューしてほしい。その上で、原料原産地にかかる普及・啓発はどうするかということを確認したい。
- ⑪3年前単年などの過去実績を制度に従って表示した場合に、それを見た消費者が、この表示は過去実績に過ぎず、今は違う産地の原材料を使用しているのではないかといった疑問を抱くことにならないよう、制度の趣旨やルールを消費者に十分周知してほしい。
- ⑫事業者への普及・啓発も極めて重要。食品製造業の3分の1以上は3人以下の中小零細企業。説明会に参加する時間がとりにくい企業にも制度を十分理解していただくため、説明会以外の周知方法も考えるなど、いろいろな工夫を行って普及してほしい。
- ⑬事業者がルールを勘違いして法令と違う表示をしてしまうことがないように、事業者にも十分に啓発してほしい。

○国際整合性

- ①WTO通報の状況を説明してほしい。その状況も踏まえて審議を行いたい。
- ②この制度は世界でほとんどまだ行われていない制度。制度導入後、事業者が原料の原産地を確認したいと外国に依頼するときに、一体、日本は何をやっているのかとならないように、各国にしっかり説明してほしい。

○インターネット表示

- ①インターネットによる表示を補助的に活用することには賛成する。
- ②インターネットでの義務表示が可能になると非常にメリットが出てくるので、せめて原料原産地表示だけでもインターネット表示できないかと、以前から提案している。
- ③インターネットリテラシーの懸念から、義務表示は容器包装で行うことを本則とすることに賛成する。この制度においてインターネットによる表示を期待する意見の背景には、インターネットを用いることで、事業者から個々の加工食品の原料原産地について、より原則表示に近い正確な情報を提供してもらえるのではないかという期待があると思う。しかし、現時点では、恐らく提供される情報が原則表示、徹底した国別重量順表示になる、あるいはそれにかなり近づくことは難しいと思うので、インターネットは補助的な役割とならざるを得ないと思う。
- ④インターネットを通じた情報発信を事業者側から積極的に行っていくのは、消費者にとって大変有意義だと考えている。一方、今回のルールに沿って表示と同じ形で全ての生鮮品、肉、魚介類、野菜などを使用重量順に管理・情報発信することは非常に困難。現在のインターネットでの情報発信は、制度に基づくものではなく補助的な位置づけであるため、制度に従う必要はないと説明があったが、制度導入後に各事業者が悩むことのないよう、ガイドラインやQ&Aに同様の説明を盛り込んでほしい。
- ⑤やむを得ない事情で、表示どおりの原産地から原料調達ができなくなった場合の対応として、そのままの包材を使いながらインターネットで「〇〇の事情で、今は〇〇の原料を使用している」といった情報を出すことで対応できるといったインターネット活用も可能にしてほしい。
- ⑥今回、インターネットは補足的な情報提供の場とされているが、ここ数年の表示制度の改正によって表示すべき項目や内容は増える一方で、決して減る方向に進まない。現在の食品表示は、ぱっと見てわかる表示とはほど遠く、知識を持って細かく読み解かなければ、内容を正確に理解することができない。文字数をみても表示できる限界に近づいていると思う。インターネットの利用状況が年代別に差があることは理解しているが、今後、詳細な情報提供の場として、インターネットの活用をもっと積極的に進めるべきではないか。

4. 経過措置期間

結論：加工食品の本制度の経過措置期間は5年程度が適当である。

それ以外の主な意見：

- ①現行の食品表示法の経過措置期間を併せて延長することには、安全や健康に係わる表示義務が含まれていることから反対する。

5. 基準案の経過措置第3条「従前の例によることができる」食品の範囲について

- ①原案は酒類に限っているが、他の食品で同様の状況のものがないかが懸念される。
- ②果実酢には10年程度の長期熟成のものがあるので、該当すると思われる。

6. その他

- ①パブコメへの意見の中に、資材ロスやフードロス、それらによるコストアップを問題視するものがある。持続可能な社会の実現のためには、資材ロス、フードロス、それらによるコストアップというのは非常に重要な問題であり、それらの問題に関しては、情報拡大、実行可能性は解の切り口にならない。パブコメの御意見を生かすために、これらの問題を切り口にした改正案の改善案を消費者庁から出してほしい。
- ②中小、特に小企業の実行可能性に疑問を強く感じている。小企業は、市場に行って一番安い野菜を買うような感覚で、原産地にこだわらずに原料調達を行っていると思うので、それをラベルに毎回反映させるのは非常に難しいのではないかと。極めて手間なことなので、小さい企業での実行可能性に疑問を持っている。
- ③パブコメへの意見を1件別で開示してほしい。
- ④パブコメで懸念を示している意見には真摯に返答してほしい。これらの懸念を払拭できる案や方策があるのかを明らかにし、懸念が残ったとしても制度施行するかという点も含めて全て出し切って、その上で議論したい。
- ⑤パブコメで非常に多くの意見が出されている。現在の回答案はさらっとしているが、Q&Aや説明会などを通じて、意見を踏まえた形で関係者の方に理解いただける対応をしてほしい。
- ⑥食品表示は、表示内容を理解するための説明や理解度調査が必要な難解な表示ではなく、誰にでもわかりやすい、これから更に増加する高齢者にもわかりやすい表示とすることが必要。
- ⑦消費者の1つのグループである子供たちに対する普及・啓発を、食育という観点で行ってほしい。原料原産地のみならず、食の認証システムや、食卓に上る食のあり方自体が劇的に変わろうとしていることも捉えて、食全体を系統的に教育、啓発してほしい。
- ⑧例外表示等をみた消費者からの問い合わせに対する事業者の応答義務規定を設けてほしい。

(以上)